

長万部町所管道路の災害時における協力体制に関する協定

長万部町（以下「甲」という。）と株式会社 北海道ロードサービス（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、町有財産を守るための連絡協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において長万部町が所管する道路の災害復旧を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 情報連絡網の構築・共有（無償）
- （2） 協力実施体制の構築・共有（無償）
- （3） 資機材保有状況の報告（無償）
- （4） 施設の被害状況の把握に係る業務対応（無償）
- （5） 災害応急対策に係る業務対応（労務・機材無償）（産業廃棄物処理有償）
- （6） その他必要と認める業務対応（甲乙協議）

（報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。

2 乙は、第2条第3号に規定する資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

3 前2項の報告等は、この協定締結以後直ちに行うものとする。また、第6条に基づき期間の更新を行い、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1号ないし第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

2 甲は、災害時に第2条第1号ないし第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

（他の協定等との関係）

第5条 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までの期間とし、甲又は乙から変更の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、またそれ以後は自動更新する。

(訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(細目協定)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月8日

甲 長万部町長 木 幡 正 志



乙 株式会社北海道ロードサービス
代表取締役 千 葉 敬

